

土木施設除草業務について

1 対象工事

奈良県が発注する道路、河川等における除草工（小規模維持修繕工事は対象外）で設計金額1100万円未満のもの。

2 入札・契約手続き等

設計金額	発注区分
600万円以上 1100万円未満	一般競争／2者JV 土木事務所管内
	(出資比率の最小限度30%以上)
600万円未満	一般競争入札（注）／単独 土木事務所管内

- ・ 最低制限価格制度を適用する。
- ・ 予定価格及び最低制限価格は事前公表とする。

(注) 次に該当する場合（随意契約で契約するものを除く。）は部局又は事務所ごとに設置されている「入札参加資格等審査会」の議を経て指名競争入札とすることができる。

- ① その性質又は目的が一般競争入札に適しない場合
- ② 製作者又は施工者が限定されている場合など、その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である契約をする場合
- ③ 入札不調の発生等、一般競争入札に付することが不利と認められる場合

3 適用日

令和7年6月1日以降に公告又は指名通知を行う土木施設除草業務から適用